

アンケート項目案

対象：国の行政機関及び地方公共団体（都道府県、政令市、市区町村等）

回答時点：特段の記載がない場合には、回答日現在

※赤：全対象が回答 青：該当する場合のみ回答

前提：令和2年度（令和2年4月～令和3年3月）より前に申立てを受けて継続中となっていた審査請求に、令和2年度において新規に申立てを受けた審査請求を加えたもののうち、令和2年度において処理が完了した審査請求（以下「令和2年度に処理が完了した審査請求」という。）の件数を教えてください。

※行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「行審法」という。）に基づくものに限りま

⇒0件の場合、以下は黄色マーカーの項目以外について回答

問1：標準審理期間の設定について（2.2 標準審理期間の設定）

Q1 標準審理期間（行審法第16条）を設定していますか。

- ①設定している（一部設定も含む）
- ②設定していない

Q2 Q1で①の場合、どのように設定していますか。

- ①審査庁全体でひとつの標準審理期間を設定（例：知事に対する審査請求については〇月など）
- ②原処分または審査請求の分野別に設定（例：生活保護に関する処分に係る審査請求については〇月など）
- ③その他（自由回答）

Q3 Q1で①の場合、規定を以下にご記載ください。（自由回答）

Q4 Q1で①の場合、実際の処理状況について、以下から選択してください。

- ①概ね設定した期間内に処理ができている
- ②半数ほどは設定した期間内に処理ができている
- ③あまり設定した期間内に処理できていない
- ④ほとんど（全く）期間内に処理できていない

Q5 Q1で①の場合、標準処理期間を定めたことにより何か支障が生じている場合には、以下にご記載ください。（自由回答）

※標準審理期間を超過したことにより、審査請求人から不服を受けたなど。

Q6 Q1で②の場合、設定に係る具体的な支障は何ですか。（複数回答可）

- ①過去に実績が（ほとんど）ない
- ②分野（事案）により処理期間が異なるため、定めた標準審理期間内に終わらないものが出てくる恐れが

ある

- ③どのように定めてよいか分からない
- ④その他（自由回答）

問2：審査請求書の補正について（2.4 審査請求書の補正が不要なケースの例示）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、審査請求書の補正（審査請求書が届いてから、行審法第23条の規定に基づく補正が完了した期間）に1月以上時間を要した件数を教えてください。

Q2 Q1で1件以上ある場合、補正に時間を要した理由は何ですか。（複数回答可）

- ①審査請求書の不備について、どの程度補正すべきか、検討に時間を要したため
- ②審査請求人が補正に時間を要していたため
- ③その他（自由回答）

Q3 Q2において①を選択した場合、その不備の具体例を教えてください。（自由回答）

問3：弁明書の記載内容等について（2.6 弁明書への処分の要件充足性の記載の義務付け等、2.7 必要な証拠書類等の弁明書への添付の義務付け等）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、弁明書の内容が不十分であると感じることがありましたか。

- ①よくあった
- ②たまにあった
- ③全く（ほとんど）なかった

Q2 「ある」の場合、どのような点が不十分だと考えますか。（複数回答可）

- ①原処分の要件充足性について記載がない
- ②証拠書類が添付されていない
- ③審査請求人の主張に反論できていない
- ④その他（自由回答）

問4：口頭意見陳述の機会の付与の例外・審理員の指名の例外について（2.8 口頭意見陳述の機会の付与の例外） **※地方公共団体のみ**

Q1 情報公開条例又は個人情報保護条例に基づく処分にかかる審査請求について、行審法9条第1項ただし書の適用により、審理員の指名を省略していますか。

- ①省略している（行審法9条第1項のただし書の「条例に特別の定め」がある）
- ②省略していない（行審法9条第1項のただし書きの「条例に特別の定め」がない）

Q2 Q1で①の場合、審理員を指名しないこととする理由は何ですか。（複数回答可）

- ①審査庁において、迅速に審理手続を進めるため
- ②試問先の情報公開個人情報保護審査会において、インカメラ審理や口頭意見陳述の実施等の実質的な

審理手続が行われているため

③その他（自由回答）

Q3 Q1で②の場合の場合、審理員を指名する理由は何ですか。（複数回答可）

①審理員による慎重な審理手続を行うことができるため

②専門性のある審理員が審理を行うことができるため

③その他（自由回答）

問5：口頭意見陳述における代理人の出席制限について（2. 9口頭意見陳述における代理人の出席制限）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、審査請求人に複数の代理人が就いている場合に、行審法第31条による口頭意見陳述の申立てを受けた件数を教えてください。

Q2 Q1で1件以上ある場合、口頭意見陳述の実施に当たり支障が生じた点がありますか。（複数回答可）

①特になし

②口頭意見陳述の円滑な遂行

③物理的な場所の確保等

④その他（自由回答）

Q3 Q2で②～④の場合、どのような対応をしましたか。（複数回答可）

①特に何も対応をしていない

②出席制限をした

③事前に代理人と論点や進行等について打合わせを行った

④その他（自由回答）

問6：口頭意見陳述における申立人の陳述の制限（2. 10口頭意見陳述における申立人の陳述の制限）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第31条による口頭意見陳述において、申立人の陳述を制限した、又は、制限しようとしたことがありますか。（複数回答可）

①制限した

②制限しようとしたことがあるができなかった

③制限しようとしたことはない

Q2 Q1で①又は②の場合、どのような理由で制限した、又は、制限しようとしたか。（複数回答可）

①申立人が長時間にわたり審査請求と関係性の乏しい陳述をしていたため

②その他（自由回答）

Q3 Q1で①の場合、陳述の制限に当たり、工夫した点があれば教えてください。（自由回答）

Q4 Q1で②の場合、実際に制限できなかった理由を教えてください。（自由回答）

問7：義務付け裁決について（5. 4 義務付け裁決の在り方）

※義務付け裁決とは、申請拒否処分に係る審査請求又は不作為についての審査請求につき理由があるとして認容（申請拒否処分に係る審査請求については一部認容を含む。）した場合において、審査庁が当該申請に対し、行審法第46条第2項各号若しくは第49条第3項各号に定める措置をとった場合をいいます。

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第46条第2項各号及び第49条第3項各号に定める措置を行うか検討した事例がありますか。

- ①ある
- ②ない

Q2 Q1で①の場合であって、検討の結果、行審法第46条第2項各号及び第49条第3項各号に定める措置を行わなかった場合、その理由を教えてください。（自由回答）

問8：手続の簡略化について（2. 11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第39条に基づく審理手続の併合を行った件数を記載してください。

Q2 Q1で1件以上ある場合、併合を行った具体の事例について、記載してください。（自由回答）

Q3 Q1で1件以上ある場合、平成26年法改正により、併合を行う主体が、原則として審査庁から審理員となったことにより生じた支障があれば、具体的に教えてください。（自由回答）

Q4 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法24条に基づき、審理手続を経ないで却下裁決をする場合に、判断が困難であった事例があれば、記載してください。（自由回答）

Q5 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第41条に基づき、審理手続を終結する場合に、判断が困難であった事例があれば、記載してください。（自由回答）

問9：大量請求について（2. 5 大量請求事案等について却下できる規定の導入等、2. 11 争点が共通する事案の審理員指名前の併合、5. 13 審査請求先に関する特則の導入）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、同一人からの大量請求や繰返しの請求をされたことがありますか。

- ①ある（件数と具体的な事案について自由回答）
- ②ない

Q2 令和2年度に処理が完了した審査請求において、複数人から、争点が共通する大量請求をされたことがありますか。

- ①ある（件数と具体的な事案について自由回答）

②ない

Q3 令和2年度に処理が完了した審査請求において、法律に基づく処分に関する審査請求のうち、国が定めた基準そのもの（当該基準に沿った個別の処分の当てはめではないもの）について争点となる事例はありますか。

①ある（件数と具体的な事案について自由回答）

②ない

Q4 Q1～Q3において①の場合、審理を円滑・迅速に進めるための対応をしていますか。それぞれ回答してください。（複数回答可）

※Q1、Q2、Q3それぞれに回答

①行審法第24条による審理手続を経ずに却下裁決

②行審法第39条による審理手続の併合

③行審法第43条第1項第5号による行政不服審査会等への諮問の省略

④その他（自由回答）

⑤対応していない（理由を記載）

問10：審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」（2.3 審査請求期間の徒過に関する「正当な理由」の例示）

Q 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法18条の「正当な理由」の判断が困難であった事例があれば、教えてください。（自由回答）

問11：オンライン請求について（4.2 オンラインによる審査請求）

Q1 情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（デジタル手続法）及び総務省関係法令に係る情報通信技術を活用した行政の推進に関する法律施行規則（総務省デジタル手続法施行規則）の規定により、審査請求をオンラインで受け付けていますか。

①受け付けている

②受け付けていない

Q2 Q1で②の場合、理由は何ですか。（複数回答可）

①審査請求の件数が少ないため

②システムの整備等が困難であるため

③ノウハウがないため

④その他（自由回答）

問12：オンラインによる口頭意見陳述について（4.4 オンラインによる口頭意見陳述の促進）

Q1 令和2年度において、行審法第31条に基づく口頭意見陳述をオンライン（テレビ会議システムやウェブ会議の利用）で行ったことはありますか。

①行ったことがある

②行ったことがない

Q2 Q1で②の場合、理由は何ですか。(複数回答可)

- ①審査請求人からの希望がないため
- ②セキュリティの確保に懸念があるため
- ③オンラインで行うための環境整備等が困難であるため
- ④その他 (自由回答)

問13 : 物件の提出について (3. 3 第三者に対する物件提出等の義務付け)

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第33条に基づき物件の提出を求めたことがありますか。

- ①ある
- ②ない

Q2 Q1で①の場合、物件の提出を拒まれたことがありますか。

- ①ある (具体事例を記載)
- ②ない

問14 : 参加人からの意見書の提出状況について

Q 令和2年度に処理が完了した審査請求において、参加人から行審法第30条第2項の意見書が提出された件数を教えてください。

問15 : 審理員意見書・裁決・答申書の内容について (3. 7 審理員意見書・答申・裁決の記載の適正化)

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行審法第42条に規定する審理員意見書が不十分であると感じた点はありますか (複数回答可)

※必要に応じて行政不服審査会等に照会の上、ご回答ください。

- ①処分の要件充足性について記載がない
- ②処分庁の主張のみで事実認定をしている
- ③事実認定の主張と証拠が区別されていない
- ④どの証拠から事実認定をしているのか明らかでない
- ⑤その他 (自由回答)
- ⑥特にない
- ⑦審理員意見書の提出を受けていない

Q2 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行政不服審査会等の答申書の内容が、不十分であると感じた点はありますか。 ※職権調査事項など

- ①ある (不十分と考えた理由を自由回答)
- ②特にない
- ③行政不服審査会等からの答申を受けていない

問 16 : 行政不服審査会等・審理員事務の委託等の促進について（5. 11 審査会・審理員事務の委託等の促進） **※地方公共団体のみ**

Q1 行政不服審査会等の事務・審理員の手務について、委託・広域連合・一部事務組合などを活用して、質の確保や事務負担の軽減などを図っていますか。

- ①活用している
- ②活用したいと思っているがしていない
- ③していない（する予定はない）

Q2 Q1において①の場合、どのように行っていますか。

- ①委託
- ②広域連合
- ③一部事務組合
- ④その他（自由回答）

問 17 : 行政不服審査会等による調査審議の運用実態

※必要に応じて行政不服審査会等に照会の上、ご回答ください。

Q 令和2年度に処理が完了した審査請求において、行政不服審査会等による調査審議が行われていますか。（複数回答可）

- ①行審法第74条に基づく主張書面・資料の提出、陳述・鑑定その他必要な調査
- ②行審法第75条に基づく口頭意見陳述
- ③行審法第77条に基づく委員による調査手続
- ④行っていない
- ⑤その他（自由回答）

問 18 : 地方議会や審議会等への諮問の是非について（2. 13 地方議会や審議会等への諮問の是非）

Q 行審法43条1項各号に該当することにより、行政不服審査会等への諮問が行われない場合、迅速性又は公正性の確保の観点から、運用に当たり支障が生じているものがあれば記載してください。（自由回答）

問 19 : 諮問先がない事例の把握（5. 2 審査庁が地方公共団体の長でない場合の諮問の可否）

Q1 審理員意見書の提出を受けた場合において、審査庁が「主任の大臣又は宮内庁長官若しくは内閣府設置法第四十九条第一項若しくは第二項若しくは国家行政組織法第三条第二項に規定する庁の長である場合」又は「審査庁が地方公共団体の長（地方公共団体の組合にあっては、長、管理者又は理事会）」以外であり、行審法43条第1項各号にも該当しない事例（例：審査庁が教育長である場合）が存在しますか。

- ①存在する
- ②存在しない
- ③分からない

Q2 Q1で①の場合、具体的にどのような事例ですか。(自由回答)

Q3 Q1で①の場合、審理手続において、何らか支障が生じていますか。(自由回答)

問20: 裁決の公表について(3. 11 裁決の公表の義務付け等、5. 5 裁決書の個人情報等の秘匿)

Q1 裁決を公表していますか。

- ①公表している
- ②概ね公表している
- ③半数ほど公表している
- ④あまり公表していない
- ⑤ほとんど(全く)公表していない

Q2 Q1で①又は②の場合、公表していない理由は何ですか。(複数回答可)

- ①個人情報、プライバシーに配慮するため
- ②個人情報をマスキング、匿名化等する作業に時間を要するため
- ③その他(自由回答)

Q3 令和2年度に処理が完了した審査請求において、裁決書の謄本を審査請求人以外に送付する際に、裁決書中の個人情報(審査請求人の氏名等)について、マスキング等をすべきか検討を要した事例があれば、その対応結果も含めて教えてください。(自由回答)

問21: データベースについて(5. 9 データベースの充実化)

Q1 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、検索機能など、ユーザー側として使いにくい点や改善すべき点等があれば教えてください。(自由回答)

Q2 「行政不服審査裁決・答申検索データベース」について、登録側として使いにくい点や改善すべき点等があれば教えてください。(自由回答)

問22: 裁決書の送付(3. 8 裁決書の審査会への送付)

Q1 行政不服審査会等規則等又は運用上、答申を受けた事案に係る裁決書を行政不服審査会等に送付することを、行政不服審査会等から求められていますか。

- ①求められている
- ②求められていない

Q2 Q1で①の場合、裁決書を行政不服審査会等に送付していますか。

- ①送付している
- ②送付していない

Q3 Q2で②の場合、その理由は何ですか。

- ①行政不服審査法に根拠規定がないため
- ②その他（自由回答）

問 23：調査結果の書面化について（3. 2 調査結果の書面化の義務付け等、3. 5 口頭意見陳述や職権調査の結果等の閲覧・謄写、3. 6 職権による提出書類等の交付）

※必要に応じて行政不服審査会等に照会の上、ご回答ください。

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、口頭意見陳述の結果や審理員又は行政不服審査会等による調査の結果を書面にしていますか。（複数回答可）

- ①口頭意見陳述の結果
- ②審理員の職権による調査結果
- ③行政不服審査会等の職権による調査結果
- ④その他（自由回答）
- ⑤していない

Q2 令和2年度に処理が完了した審査請求において、どのような書面について、審査請求人、参加人、審査庁、処分庁等に職権交付を行っていますか。（自由回答）

問 24：閲覧・謄写における非開示情報について（5. 1 非開示情報の閲覧・謄写）

Q 行審法第38条の「第三者の利益を害するおそれがあると認めるとき、その他正当な理由があるとき」に該当するものとして、何を想定していますか。

- ①行政機関個人情報保護法第14条各号又は個人情報保護条例における不開示事由
- ②その他（自由回答）

問 25：審査庁の調査権限（3. 1 審査庁の調査権限）

Q1 令和2年度に処理が完了した審査請求において、審査庁の調査権限の必要性を感じた事案の件数を教えてください。

Q2 Q1において、件数が1件以上ある場合、どのような事例ですか。（複数回答可）

- ①審理員指名前に指名の要否に関して調査が必要になった事例
- ②「現時点で棄却すべきでない」「更なる調査が必要」といった答申がなされた事例
- ③その他（自由回答）

問 26：不当性審査について（5. 14 不当性審査の在り方）

Q 令和2年度に処理が完了した審査請求において、「不当」※であることを理由に認容裁決した件数を教えてください。また、当該案件の裁決書をご提出ください。

※「不当」とは、行政庁の判断に裁量が認められ、又は、法的基準の当てはめに関する一定の判断余地が認められる場合に、行政庁の処分が違法ではないものの、行政目的や制度趣旨に照らして、不適切な場合（行政庁の判断が、裁量権の逸脱や濫用に至っているものは除く。）をいいます。

※処分庁の確認・調査不足、単純な基準の当てはめの誤り、単純な事実認定の誤りを理由としたものは除きます。

(不当な場合の具体例)

処分庁による、処分を行う際の基準の当てはめの判断が、制度趣旨に照らして不適切であった場合や、処分庁が処分を行う際の基準が明確に定められていない場合に、制度趣旨から見て不適切な判断を行った場合など。

問 27：不服審査制度の質の確保について（5.10 審理員・審査会・審査庁・処分庁の質の確保及び能力の向上）

Q 1 前回の行政不服審査法の改正により、審理手続等の新たな手続が設けられましたが、通常業務に支障が出ないように人員は増加されましたか

- ①増加され、通常業務に支障は出ていない
- ②増加されたが、通常業務に支障が出ている
- ③増加されていないが、通常業務に支障は出ていない
- ④増加されず、通常業務に支障が出ている

Q 2 人員不足が、裁決までに要する期間の長期化の要因となっていると感じますか。

- ①主な要因であると感じる
- ②一因ではあると感じる
- ③感じない
- ④そもそも、長期化していない

Q 3 Q2で①又は②と回答した場合、人員を十分には増加できない理由は何ですか。

- ①予算がないから
- ②（仮に予算があっても）適材がないから
- ③その他（自由回答）

Q 4 Q3で①又は②と回答した場合、総務省から無償で審理員等（短期・非常勤職員）を派遣する制度があれば、有効であると思いますか。

- ①思う
- ②思わない
- ③分からない

Q 5 Q3で②と回答した場合、総務省において行政不服審査法に関する自治体職員向けの研修があれば、有効であると思いますか。

- ①思う
- ②思わない
- ③分からない

Q6 総務省において行政不服審査法に関する自治体職員及び国民向けの総合案内所があれば、業務を進める上で有効であると思いますか。

- ①思う
- ②思わない
- ③分からない

Q7 人員不足や適材不足を解消するために、その他総務省に対する意見・要望があれば御教示願います。
(自由回答)